

光市上下水道料金システム更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、光市上下水道料金システム更新業務を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により複数の事業者の企画提案を比較検討することで業務の履行に最も適した契約の候補者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

光市上下水道料金システム更新業務

(2) 業務内容

別紙「光市上下水道料金システム更新業務要求仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

(4) 提案上限額

30,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

ア 光市上下水道料金システム更新に係る費用の合計額とし、必須要件項目に係るオプション機能・カスタマイズ等の一切が金額に含まれること。ただし、要望要件項目の有償カスタマイズに係る費用は提案上限額に含めないこと。

イ 本業務の実施範囲ではないが、本業務を実施するにあたり密接に関連することから、「ハードウェア及びソフトウェア導入」「保守委託業務（ハードウェア・ソフトウェア・システム等）」については採点評価対象とするため提案すること。ただし費用は別途記載することとし、提案上限額には含めないこと。

(5) 支払時期

業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払う。

3 担当課

(1) 名称

光市水道局 業務課 料金係兼量水器係

(2) 所在地

〒743-0063 山口県光市島田1丁目17番1号

(3) 連絡先

T E L 0833-71-0705（直通）

F A X 0833-72-8567

E-mail ryoukin@waterworks.city.hikari.lg.jp

4 選定審査方法

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(2) 選定審査実施機関

光市上下水道料金システム更新業務公募型プロポーザル委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）

(3) 選定審査方法

企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンテーション・デモンストレーション及びヒアリングにより、別に定める評価基準に基づき審査を行い、評価点を算出し、合計点数が最上位の者を優先交渉する事業者（以下「優先交渉権者」という。）として選定する。

なお、評価点の合計点数が同点となる者が2者以上あるときは、委員会において審議の上、優先交渉権者を特定し、又は次点以降の交渉順位を確定する。

ただし、上記にかかわらず、合計点数が評価点全体の60%に満たない場合には優先交渉権者として選定しない。

また、参加者が1者のみの場合においても選定審査を実施する。

5 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。ただし、受付等については光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）には行わない。

No.	項 目	日 程
1	実施要領の公示	令和7年9月16日(火)
2	質問の受付期限	令和7年9月30日(火)
3	参加申込書の提出期限	令和7年10月1日(水) 午後5時まで【必着】
4	参加資格確認結果の通知	令和7年10月6日(月)
5	質問に対する最終回答	令和7年10月7日(火)
6	企画提案書等の提出期限	令和7年10月29日(水) 午後5時まで【必着】
7	プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリングによる審査	令和7年11月4日(火) 予定
8	選定審査結果の通知及び公表	令和7年11月11日(火) 予定
9	契約締結	令和7年12月後半

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和7年度光市水道局物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (4) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、光市水道局から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者は、この限りでない。
- (6) 過去5年間(令和2年度から令和6年度まで)において、地方公共団体が経営する水道事業体において料金システムの構築を履行し、現在も稼働中で運用、保守業務を継続して契約している実績があること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証又はプライバシーマークを取得していること。
- (8) 光市水道局で行うプレゼンテーション及び構築段階の打合せ等に参加できること。

7 参加資格確認基準日

- (1) 参加資格確認基準日は、参加申込書提出期限日とする。
- (2) 参加資格確認基準日から契約締結日までの期間に、参加申込者が参加者資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として、当該参加申込者の参加資格を取り消すものとする。また、優先交渉権者が参加者資格要件を欠く事態が生じた場合、原則として、当該優先交渉権者と契約を締結せず、次点者を優先交渉権者として協議する。

8 実施要領等関係書類の入手方法

ホームページで公開されている『光市上下水道料金システム更新業務に係る公募型プロポーザルの実施について』より、関係する書類を入手すること。

光市水道局ホームページ <https://www.hikarisuidou-yamaguchi.jp>

項目	提供資料
実施要領	光市上下水道料金システム更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領(本書) 【別添1】企画提案書等の作成要領 【別添2】企画提案依頼事項
業務仕様書	光市上下水道料金システム更新業務要求仕様書 【別紙1】機能要件書

	【別紙2】帳票要件一覧
様式	【様式1】参加申込書 【様式2】参加資格要件等確認書 【様式3】企画提案書（表紙） 【様式4】会社概要調書 【様式5】協力事業者調書 【様式6】提案上下水道料金システム稼働実績 【様式7-1-1】光市上下水道料金システム更新業務費用見積書 【様式7-1-2】光市上下水道料金システム更新業務費用見積金額内訳書 【様式7-2-1】光市上下水道料金システム更新業務（範囲外の業務）費用見積書 【様式7-2-2】光市上下水道料金システム更新業務（範囲外の業務）費用見積金額内訳書 【様式8】質問書 【様式9】辞退届

9 参加申込書等の提出方法

(1) 提出期間

令和7年9月16日（火）から令和7年10月1日（水）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出書類

【様式1】参加申込書 1部

【様式2】参加資格要件等確認書 1部

※【様式1】参加申込書には、代表者印を押印すること。

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

(4) 提出先

「3 担当課」とする。

10 質問及び回答

本要領等の記載内容に関する質問の受付及び回答の公表については次のとおりとする。なお、電話、口頭等での個別対応はしない。

(1) 受付期間

令和7年9月16日（火）から令和7年9月30日（火）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 質問書の提出方法

「【様式 8】 質問書」により電子メールで提出すること。電子メールの件名は「光市上下水道料金システム更新業務に係る質問」とすること。なお、電子メールを送信した後、電話等で受信の確認を行うこと。

(3) 提出先及び受信確認先

「3 担当課」とする。

(4) 回答の公表

提出された質問に対する回答は、光市水道局ホームページにて公表する。ただし、競争性の確保に影響するおそれがある内容については回答しない。また、個別事案に係る質問については、質問者のみに回答する場合がある。

なお、最終回答日は、令和7年10月7日（火）とする。

11 企画提案書等の提出方法

(1) 提出期間

参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年10月29日（水）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出書類

ア 【様式 3】 企画提案書（表紙）

イ 【様式 4】 会社概要調書

ウ 【様式 5】 協力事業者調書

エ 【様式 6】 提案上下水道料金システム稼働実績

オ 【別紙 1】 機能要件書

カ 【様式任意】 企画提案書

キ 【様式 7-1-1、7-1-2、7-2-1、7-2-2】 各見積書及び見積金額内訳書

※「【様式 3】 企画提案書（表紙）」、「【様式 7-1-1、7-2-1】 各見積書」には、代表者印を押印すること。

詳細は、「【別添 1】 企画提案書等の作成要領」を参照

(3) 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

(4) 提出先

「3 担当課」とする。

(5) 提出書類等の取扱い

ア 提出された書類等は返却しない。

イ 本業務に参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を

行う作業において、必要な範囲で複製を行うことがある。

エ 提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。

オ 提出された企画提案書等に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

12 審査方法

(1) 書類審査

提出された「【様式 4】会社概要調書」、「【様式 6】提案上下水道料金システム稼働実績」、「【別紙 1】機能要件書」及び「【様式 7-1-1、7-2-1】各見積書」に基づき審査を行う。

(2) プレゼンテーション・デモンストレーション及びヒアリングによる審査

ア 日時：令和 7 年 11 月 4 日（火）（予定）

イ 場所：光市水道局 2 階会議室

ウ プレゼンテーション等の実施時間は、準備 10 分、プレゼンテーション 40 分、デモンストレーション 30 分、ヒアリング 10 分、片付け 10 分とすること。

(3) 留意事項

ア プレゼンテーション・デモンストレーション及びヒアリングの実施順序は、参加申込書の受付順とし、時間等は企画提案書等の締め切り後、各提案事業者宛に別途通知する。

イ プレゼンテーションは企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン・プロジェクタ等（WEB 資料・共有機能等を含む）による説明は許可する。

ウ デモンストレーションの内容は各提案事業者へ委ねるが、下記の内容については実施すること。

(ア)基本的な画面構成や操作方法について

(イ)開栓・閉栓受付からシステム登録までの流れ

(ウ)検針業務の流れ（現地作業、エラーチェック）

(エ)調定・請求業務の流れ（調定管理・納付書発行・口座データ作成）

(オ)未納発生から給水停止までの流れ（対象者抽出から処理の流れ）

(カ)メータの入庫から出庫までの流れ（在庫管理）

エ 参加者の出席者総数は、5 名以内とし、本業務を受注した際に、主担当者として実務を行うことが予定される者が必ず出席すること。

オ PC 等の機器は参加者が用意し、セッティングすること。ただし、プロジェクタ、接続ケーブル（HDMI）は、光市水道局が用意する。

カ 機器を持ち込む場合には、準備・片付時間に留意して設置や撤収を行うこと。

キ プレゼンテーション・デモンストレーション及びヒアリングの内容は録音する。なお、プレゼンテーション・デモンストレーション及びヒアリングにおいて参加者が発

言した内容は、原則として契約に反映する。

13 評価項目と配点

評価項目と配点については、以下のとおりとする。

評 価 項 目		配 点
書類審査	稼働実績	80
	機能要件充足状況	300
	各見積額	200
プレゼンテーション・デモンストレーション及びヒアリングによる審査	プレゼンテーション (ヒアリング含む)	240
	デモンストレーション (ヒアリング含む)	180
合 計		1,000

※書類審査の各見積額の評価は、提案上限額内の「本業務の実施範囲」の見積額と、提案上限額に含まない「本業務の対象外の業務」の見積額の合計額で評価する。

14 参加辞退

参加申込書の提出後に参加辞退する場合、事前に「3 担当課」へ電話連絡の上、「【様式9】 辞退届」を持参又は郵送により提出すること。

15 審査結果の通知

審査の結果は、全参加者に対し、参加者本人の結果のみを書面で通知する。また、全参加者の審査結果を光市水道局ホームページにて公表する。ただし、選定されなかった者の名称については公表しない。なお、審査結果に対する異議申立ては、一切認めない。

16 契約締結

- (1) 優先交渉権者は、提出された企画提案書及び見積書の価格を基に、業務委託契約のために仕様確認等の協議を行った上で、改めて見積書を提出する。
- (2) 見積書の金額は、原則として企画提案時の見積金額内とする。なお、協議が整わない場合又は契約締結までに優先交渉権者が失格事項に該当した場合は、次点者と業務内容について協議し、契約交渉を行う。
- (3) 企画提案書に記載された事項は、光市水道局が提示する「光市上下水道料金システム更新業務要求仕様書」及び「【別紙 1】 機能要件書」と合わせて契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると光市水道局が判断した場合は、光市水道局と優先交渉権者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行う。

- (4) 企画提案書に記載された事項が履行できなかった場合、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (5) 契約方法は随意契約とする。
- (6) 本業務の範囲外の業務の契約については別途協議する。

17 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、参加者を失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された企画提案書
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- (5) 提案上限額を超えた場合

18 その他

- (1) 参加者1者につき、参加申込及び提案は1つとする。
- (2) 企画提案書等の提出後、光市水道局より補足資料の提出を求められることがある。
- (3) 参加者は、企画提案書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとする。
- (4) 本要領の定めのない事項及び疑義が生じた場合には、協議により定めることとする。